

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 21 年度
計 画 主 体	平 田 村

平田村鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名 福島県平田村産業課
所 在 地 福島県石川郡平田村大字永田字広町 34
電 話 番 号 0 2 4 7 - 5 5 - 3 1 1 5
FAX 番 号 0 2 4 7 - 5 5 - 3 5 1 3
メールアドレス sangyou@vill.hirata.fukushima.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ、カルガモ、カラス
対 象 期 間	平成 21 年度～平成 23 年度
対 象 地 域	平田村全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 19 年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	7 万円／0.1ha
	馬鈴薯等	8 8 万円／1.1 ha
	かぼちや	2 1 万円／0.3ha
	青刈りトウモロコシ	2 4 万円／1.2ha
	計	1 4 0 万円／2.7ha
カルガモ	水稲	1 4 万円／0.20ha
カラス	青刈りトウモロコシ	9 万円／0.45ha
計		1 6 3 万円／3.3ha

(2) 被害の傾向

① イノシシの被害

イノシシによる被害は、村内一円で発生し、水稲・馬鈴薯等や青刈りトウモロコシの食害が増加している。

また、水田の畦畔や牧草地内の掘削及び家畜飼料の食い荒らし等の被害も発生している。

平成 1 7 年度から 1 9 年度までの 3 ヶ年の平均被害面積は 2.1ha、平均被害金額が 1 2 3 万円となっており、毎年増加傾向にある。

② カルガモの被害

カルガモによる被害は、村内一円で発生し、田植え期（5 月中旬）～6 月上旬にかけて水稲の食害や倒伏等の被害が発生し、毎年増加傾向にある。

③ カラスの被害

カラスによる被害は、村内一円で発生し、家畜飼料や青刈りトウモロコシ等の食害が増加している。

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

指 標	現状値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 23 年度)
農作物被害額	1 4 0 万円	1 1 9 万円
農作物被害面積	2.7ha	2.3ha

カルガモ

指 標	現状値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 23 年度)
農作物被害額	1 4 万円	1 2 万円
農作物被害面積	0.20ha	0.17ha

カラス

指 標	現状値 (平成 19 年度)	目標値 (平成 23 年度)
農作物被害額	9 万円	8 万円
農作物被害面積	0.45ha	0.39ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">平田村有害鳥獣捕獲隊を設置し、捕獲を実施している。捕獲手段は、銃器、わな	<ul style="list-style-type: none">高齢化等により、狩猟者が減少し、捕獲の担い手の育成が急務となっている。被害の増加に伴い捕獲の出動要請が増加し、従来の捕獲体制では対応が困難になっている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">農家個人による電気柵の設置	<ul style="list-style-type: none">後継者不足により、防護柵設置及び管理に対する人員確保が課題となっている。

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物の被害は、イノシシによる被害が増加傾向にあり、近年特に大きくなっている。これらの対策として、①箱わなやくくりわな無線機等の捕獲機材の導入、②捕獲に関する調査・検討、③訓練・研修会等の実施など捕獲技術の向上を図るとともに、有害鳥獣捕獲隊と地区住民との連携による被害地区のパトロールや追い払いを実施するなど捕獲体制を強化する。

また、有害鳥獣捕獲隊の高齢化や減少が進んでおり、隊員の確保が難しい状況にある。このため、鳥獣害防止関係者が連携し獣類や被害レベルに合わせた被害防止策を一層進めるとともに、狩猟免許取得に関する支援等を行い、有害鳥獣捕獲の担い手の育成を図る。

さらに、住民が主体となって被害防止対策を講じられるよう啓発を図るとともに、地域住民に自ら農作物を守る意識を促しながら、地域ぐるみでの鳥獣被害対策を推進する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平田村は、福島県猟友会蓬田支部、同小平支部から隊員の推薦を受けた者を平田村長が委嘱し、平田村有害鳥獣捕獲隊を編成している。捕獲は、平田村有害鳥獣捕獲隊と連携を図りながら行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
21	イノシシ カルガモ カラス	<ul style="list-style-type: none">・ 広報誌等を通じて、住民に対し、狩猟に関する理解を促す。・ 箱わな、くくりわな及び無線機等の捕獲機材を導入する。・ 被害地区のパトロールの実施。
22	イノシシ カルガモ カラス	<ul style="list-style-type: none">・ 箱わな、くくりわな等捕獲機材を導入する。・ 狩猟免許試験について、村内全域に広報・防災無線等で周知するとともに研修会等を行い狩猟免許の取得を支援する。・ 捕獲の訓練・研修会等を実施する。・ 被害地区のパトロールの実施。・ 捕獲に関する調査・検討
23	イノシシ カルガモ カラス	<ul style="list-style-type: none">・ くくりわな等捕獲機材を導入する。・ 平田村有害鳥獣捕獲隊と連携を図り、狩猟免許取得を対象に捕獲活動の研修会等を実施し、捕獲の担い手を育成する。・ 捕獲の訓練・研修会等を実施する。・ 被害地区のパトロールの実施。・ 捕獲に関する調査・検討

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシは、福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づく基準により捕獲を行う。
② カルガモは、福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づく基準により捕獲を行う。
③ カラスは、福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	21年度	22年度	23年度
イノシシ	福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づく基準による。	福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づく基準による。	福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づく基準による。
カルガモ	福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づく基準による。	福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づく基準による。	福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づく基準による。
カラス	福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づく基準による。	福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づく基準による。	福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づく基準による。

捕獲等の取組内容
イノシシ、カラスについては、春期から秋期まで農作物被害が多発するため銃器・わなによる捕獲を実施する。
カルガモについては、春期に農作物被害が多発するため銃器による捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項（該当なし）

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 進入防止柵の整備計画（該当なし）

対象鳥獣	整備内容		
	21年度	22年度	23年度
なし	—	—	—

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
21	イノシシ カルガモ カラス	地域住民に対し、広報誌等を通じて鳥獣被害防止に関する情報提供を行い自衛意識を促す。 また、地域住民が主体的に被害防止対策に取り組めるよう緩衝帯の設置や追い払い活動等の勉強会を行う。
22	イノシシ カルガモ カラス	勉強会の結果を踏まえ、緩衝帯の設置や森林の整備、追い払い活動等地域住民が主体的に被害防止策に取り組めるように体制を整備する。
23	イノシシ カルガモ カラス	勉強会の結果を踏まえ、緩衝帯の設置や森林の整備、追い払い活動等地域住民が主体的に被害防止策に取り組めるように体制を整備する。

5 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	平田村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
平田村	事務局を担当し協議会に関する連絡及び調整を行う。
福島県猟友会石川支部蓬田分会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
福島県猟友会石川支部小平分会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
平田村有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
あぶくま石川農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止に関する指導を行う。
福島県鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供と保護に関する業務を行う。
平田村行政区長会	被害地域の住民代表として、情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
福島森林管理署白河支所 蓬田森林事務所	国有林での有害鳥獣関連情報の提供を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (須賀川普及所)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
ふくしま中央森林組合 石川事業所	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

取り組む予定なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

7 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし